

ハイフローセラピーに関する診療報酬について



Point!

令和8年度診療報酬改定に伴い、以下の項目について、変更がありました。

新設

●C107-3 在宅ハイフローセラピー指導管理料

- 1 在宅ハイフローセラピー指導管理料1 2,400点
- 2 在宅ハイフローセラピー指導管理料2 2,400点

増点

●J026-4 ハイフローセラピー（1日につき）

- 1 15歳未満の患者の場合 282点から338点へ増点
- 2 15歳以上の患者の場合 192点から230点へ増点

指導管理料

新設

C107-3 在宅ハイフローセラピー指導管理料

- 1 在宅ハイフローセラピー指導管理料1 2,400点
- 2 在宅ハイフローセラピー指導管理料2 2,400点

■注1 1については、在宅ハイフローセラピーを行っている慢性閉塞性肺疾患(COPD)の患者のうち、入院中の患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピーに関する指導管理を行った場合に算定する。

2 2については、在宅ハイフローセラピーを行っている重度の低酸素血症の患者のうち、入院中の患者以外の患者に対して、高濃度の酸素吸入を伴う在宅ハイフローセラピーに関する指導管理を行った場合に算定する。

- (1) 在宅ハイフローセラピーとは、呼吸器疾患の患者のうち要件を満たす状態の退院患者について、在宅において実施するハイフローセラピーをいう。
- (2) 次のいずれも満たす場合に、当該指導管理料を算定する。
 - ア 患者が使用する装置の保守・管理を十分に行うこと(委託の場合を含む)。
 - イ 装置に必要な保守・管理の内容を患者に説明すること。
 - ウ 夜間・緊急時の対応等を患者に説明すること。
 - エ その他、療養に必要な指導管理を行うこと。
- (3) 在宅ハイフローセラピー指導管理料1の対象となる患者は、在宅ハイフローセラピー導入時に以下のいずれも満たす慢性閉塞性肺疾患(COPD)の患者であって、病状が安定し、在宅でのハイフローセラピーを行うことが適当と医師が認めた者とする。
 - ア 呼吸困難、去痰困難、起床時頭痛・頭重感等の自覚症状を有すること。
 - イ 在宅酸素療法を実施している患者であって、次のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 在宅酸素療法導入時又は導入後に動脈血二酸化炭素分圧45mmHg以上55mmHg未満の高炭酸ガス血症を認めること。
 - (ロ) 在宅酸素療法導入時又は導入後に動脈血二酸化炭素分圧55mmHg以上の高炭酸ガス血症を認める患者であって、在宅人工呼吸療法が不適であること。
 - (ハ) 在宅酸素療法導入後に夜間の低換気による低酸素血症を認めること(終夜睡眠ポリグラフ又は経皮的動脈血酸素飽和度測定を実施し、経皮的動脈血酸素飽和度が90%以下となる時間が5分間以上持続する場合又は全体の10%以上である場合に限る)。
- (4) 在宅ハイフローセラピー指導管理料2の対象となる患者は、以下のいずれも満たす重度の低酸素血症の患者であって、在宅で高濃度の酸素吸入(酸素流量6L/分以上)を伴うハイフローセラピー(以下この項において「高濃度酸素ハイフローセラピー」という。)を行うことが適当と医師が認めた者とする。
 - ア 間質性肺炎、急性呼吸窮迫症候群、重症肺炎等の呼吸器疾患に対し、入院による適切な治療が行われたにもかかわらず、常時、高濃度の酸素吸入(酸素流量6L/分以上)を要する重度の低酸素血症が持続していること。
 - イ 在宅において高濃度酸素ハイフローセラピーを開始する直前まで、低酸素血症の原疾患に対する治療目的に入院しており、当該入院中に高濃度の酸素吸入を伴う「J026-4」ハイフローセラピーが開始され、離脱が困難であること。
 - ウ 適切な治療にもかかわらず、原疾患の改善が見込めない状態であること。
 - エ アからウまでの状態を十分に理解したうえで、患者本人が気管挿管又は気管切開による呼吸管理を希望せず、在宅における療養を希望していること。
- (5) 在宅ハイフローセラピーを実施する保険医療機関又は緊急時に入院するための施設は、次の機械及び器具を備えなければならない。
 - ア 酸素吸入設備
 - イ 気管内挿管又は気管切開の器具
 - ウ レスビレーター
 - エ 気道内分泌物吸引装置
 - オ 動脈血ガス分析装置(常時実施できる状態であるもの)
 - カ スパイロメーター用装置(常時実施できる状態であるもの)
 - キ 胸部エックス線撮影装置(常時実施できる状態であるもの)

- (6) 在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者(入院中の患者を除く。)については、「J024」酸素吸入、「J024-2」突発性難聴に対する酸素療法、「J025」酸素テント、「J026」間歇的陽圧吸入法、「J026-3」体外式陰圧人工呼吸器治療、「J018」喀痰吸引、「J018-3」干渉低周波去痰器による喀痰排出、「J026-2」鼻マスク補助換気法及び「J026-4」ハイフローセラピー(これらに係る酸素代も含む。)の費用(薬剤及び特定保険医療材料に係る費用を含む。)は算定できない。
- (7) 指導管理の内容について、診療録に記載する。

指導管理材料加算

変更

第2款 在宅療養指導管理材料加算

通則

- 1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算は、第1款各区分に掲げる在宅療養指導管理料のいずれかの所定点数を算定する場合に、特に規定する場合を除き、3月に3回に限り算定する。
- 2 前号の規定にかかわらず、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算のうち、保険医療材料の使用を算定要件とするものについては、当該保険医療材料が別表第三調剤報酬点数表第4節の規定により調剤報酬として算定された場合には算定しない。
- 3 6歳未満の乳幼児に対して区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又はC107-2に掲げる在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定する場合は、乳幼児呼吸管理材料加算として、3月に3回に限り1,500点を所定点数に加算する。

- 1 在宅療養指導管理材料加算は、要件を満たせば、第1款在宅療養指導管理料を算定するか否かにかかわらず、別に算定できる。
- 2 「1」の「特に規定する場合」とは、連続する3月の間に、その前後の月(最初の月の前月分若しくは前々月分又は最後の月の翌月分若しくは翌々月分)を対象とする加算を併せて算定する場合を指す。ただし、在宅療養指導管理材料加算の対象となる月が重複してはならない。
- 3 同一の保険医療機関において、2以上の指導管理を行っている場合は、主たる指導管理の所定点数を算定する。この場合において、在宅療養指導管理材料加算及び当該2以上の指導管理に使用した薬剤、特定保険医療材料の費用は、それぞれ算定できる。
- 4 在宅療養指導管理材料加算は、例えば「酸素ポンプを使用した場合」とは当該保険医療機関の酸素ポンプを在宅で使用させた場合をいう等、保険医療機関が提供すること及び在宅における状態であることを前提としているものであること。なお、保険医療機関が所有する装置(酸素濃縮装置等)を患者に貸与する場合、保険医療機関は、当該装置の保守・管理を十分に行うこと。また、これらの装置の保守・管理を販売業者に委託する場合には、保険医療機関は、当該販売業者との間で、これらの装置の保守・管理に関する契約を締結し、保守・管理の内容を患者に説明した上で、定期的な確認と指導を行い、当該装置の保守・管理が当該販売業者により十分に行われている状況を確認すること。
- 5 「2」の「保険医療材料の使用を算定要件とするもの」とは、「C160」在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算等をいう。
- 6 「3」の加算については、6歳未満の乳幼児に対する在宅呼吸管理を行い、専用の経皮的動脈血酸素飽和度測定器その他附属品を貸与又は支給したときに算定する。なお、診療報酬明細書の摘要欄に貸与又は支給した機器等の名称及びその数量を記載すること。

C171-3 在宅ハイフローセラピー材料加算

100点

■注 在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

在宅ハイフローセラピー材料加算は、「C107-3」在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定すべき指導管理を行った患者に対し、保険医療機関から在宅ハイフローセラピー装置が提供される場合に算定できる。なお、本加算には当該装置に係る費用のうち、装置に必要な回路部品その他の附属品等に係る費用が含まれるものであること。

ハイフローセラピーに関する診療報酬について

C174 在宅ハイフローセラピー装置加算

- | | |
|---------------------|--------|
| 1 自動給水加湿チャンバーを用いる場合 | 3,500点 |
| 2 1以外の場合 | 2,500点 |

■注 在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピー装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

生体検査料

D222 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

- | | |
|--------------------|------|
| 1 1時間以内又は1時間につき | 100点 |
| 2 5時間を超えた場合(1日につき) | 630点 |

- (1) 経皮的血液ガス分圧測定は、以下のいずれかに該当する場合に算定する。
- ア 循環不全及び呼吸不全があり、酸素療法を行う必要のある新生児に対して測定を行った場合。その際には、測定するガス分圧の種類にかかわらず、所定点数により算定する。ただし、出生時体重が1,000g未満又は1,000g以上1,500g未満の新生児の場合は、それぞれ90日又は60日を限度として算定する。
- イ 神経筋疾患、肺泡低換気症候群(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者であって、同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されているもの(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)に限る。)又は慢性呼吸器疾患の患者に対し、NPPVの適応判定及び機器の調整を目的として経皮的に血中の PCO_2 を測定した場合。その際には、1入院につき2日を限度として算定できる。
- (2) 血液ガス連続測定は、閉鎖循環式全身麻酔において分離肺換気を行う際に血中の PO_2 、 PCO_2 及びpHの観血的連続測定を行った場合に算定できる。

処置料

増点

J026-4 ハイフローセラピー(1日につき)

- | | |
|---------------|------|
| 1 15歳未満の患者の場合 | 338点 |
| 2 15歳以上の患者の場合 | 230点 |

- (1) 動脈血酸素分圧が60mmHg以下又は経皮的動脈血酸素飽和度が90%以下の急性呼吸不全の患者に対して実施した場合に限り算定する。なお、算定に当たっては、動脈血酸素分圧又は経皮的酸素飽和度の測定結果について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (2) 「C103」在宅酸素療法指導管理料、「C107」在宅人工呼吸指導管理料又は「C107-3」在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者(これらに係る在宅療養指導管理材料加算又は特定保険医療材料のみを算定している者を含み、入院中の患者を除く。)については、ハイフローセラピーの費用は算定できない。

注意 2026年4月2日現在の情報をもとに作成しております。点数算定される場合は、必ず厚生労働省の告示、通知をご確認ください。

※参考資料

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)
診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)
令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

令和8年厚生労働省告示第69号
令和8年3月5日保医発0305第6号
令和8年4月2日保険局医療課事務連絡